

# 史

## 林

第二十七卷 第三號

(通卷第百六號)

昭和十七年七月發行

### 楔形文字法の最古法源資料とし

### てのDittiaの泥章の研究

中原 與茂 九郎

(一)

私は、さきに、京都帝國大學文學部史學科編纂の「紀元二千六百年記念史學論文集」に「シュメール法について」<sup>①</sup>と題して、楔形文字法の最古法源としての、古代バビロニアのシュメール都市國家時代末期の一都市國家ラガシュの國王ウルカギナ (Urkingina, ca 2800 B. C.) の圓錐碑文に記録されてゐる實定法規とシュメール文化の最盛期たる統一國家時代のウル第三王朝 (二四七〇—二八〇〇 B. C.) の諸王によつて制定された現存法文三十三ヶ條よりなる制定法とに關して述べるところがあつた。而して其際觸れることの出来なかつた *dittia* 「下されたる判決」と稱せられる判決例に就いて今こゝに、これが紹介と卑見とを述べたい。

① 同書七三四—七六三頁

## (11)

楔形文字法 (Keilschriftrecht, Cuneiform Law) なる法概念に就いては東京帝大法學部の原田教授の「楔形文字法序説」<sup>①</sup>に手際よく述べられてあるから、詳しくはそれを見て置くこととし、こゝでは極く簡単に觸れる。楔形文字法とは楔形文字にて書かれた法の意であり現ベルリン大學教授コシヤカー氏 (Koschaker) の提唱になり、サン、ニコロ (San Nicolo) 等の法制史家が支持しつゝある最近十數年この方の、まことに新興の學問であり、従つて、未だローマ法、ゲルマン法等の如き法體系のとゞのはざる、その大成を將來に俟つべき法制史學界の一新分野である。楔形文字を使用した民族はこの文字の發明者たるシュメール人を始めとし、セム語系民族たるアッカド人、アモリ人、アッシリア人あり印歐系民族のヒッタイト人、カッシイト人、ペルシャ人等あり、將又エラム、ミタンニ、スバルツ及ウラルツ等の諸民族あり、その言語もシュメール語、エラム語、アッカド語、アッシリア語、ペルシャ語等々あり、楔形文字使用年代も西紀前三千年以前の頃から紀元一世紀頃まで前後三千年以上の長年月にわたり、その使用地域は西南亞細亞、小亞細亞、エジプト等の所謂古代東洋世界の全域にわたつてゐるのである。かくの如く、廣く永き時空にわたつて、各種多民族によつて使用された楔形文字にて記録された法といふ、將來に於て或ひはその名稱が變更されて、一時的過渡的名稱となるかも知れない楔形文字法の研究の現段階は、以上挙げた諸民族の殘した現存の各法源の實質的内容の解明研討の時期にあるといつてよいのである。

世界最古の一大文明たるメソポタミア文明(バビロニア・アッシリア文明)の創造者にして楔形文字の發明者たるシュメール民族に關しては拙稿「シュメール法について」のうちにも述べてゐるから、これも省略に従ひ、たゞちに「下されたる判決」に就いてペンを進めたい。

「下されたる判決」と譯される *di-tilla* なる熟語はシュメールの都市ラガシュ等の法廷に於て用ひられた法律用語でや、時代が下つてではあるが都市ニップールに於いては *di-dib-ba* なる用語が使用されてゐる。 *di-tilla* なる用語の意味は後西紀前七世紀のアッシュールベニパル王(六六八—六二六B.C.)時代のアッシリア學者の解釋によれば *dinu-gar-am-tu* 即ち「下されたる判決」である。<sup>②</sup> 「下されたる判決」とは法廷に持ち出された訴訟が所定の手續によつて裁判され、決定された判決が記録として書きとられた文書の冒頭の語である。かゝる判決文は恐らく原則として三通したゞめられ、原告と被告と裁判所とに後日の證據として保存されたものと考へられる。<sup>③</sup>

ニップールにて使用された用語 *di-dib-ba* は *dinu suh-zu* 「教へられた判決」即ち裁判官が原告及被告に知らしめた判決との語義である。<sup>④</sup> また故ラングドン教授の研究によれば、ハンムラビ王の治世第三十三年即ちハンムラビ法典制定の直前のテートをもつた一個の泥章 (clay tablet) には *di-dib-dug* なる *di-dib-ba* を強めた用語が記されてをり、これは *di-bi puh-ruum Nibru-ka di-bi-be-ne-in-dug* 即ち「ニップールの集會(＝法廷)はその判決を彼等に承諾せしむ」の略語であると考へられる。<sup>⑤</sup>

さて「下されたる判決」文書はラガシュ及ニップールの古都市から現在のところ、約二百五十個を數ふる程多數出

土してゐる。而して是等泥章の年代はウル第三王朝時代のものである。そのうちパリー及イスタンブールの兩博物館所藏になる八個の泥章がチュロー・ゼンチャン氏 (M. Thureau-Dangin) によつて手寫され、その名著 (Recueil de Tablettes Chaldéennes, Paris 1903 (略號RTC) 中に寫眞凸板として載せられてゐる。この書物はウル第三王朝時代のシュメール民族の經濟法律、社會諸文化を知る上の重要文獻の一つとなつてゐる。しかし惜むらくは、本書は楔形文字で書かれたシュメール語の手寫されたものゝみであり、翻譯翻譯が附されて無いため一般的に廣く利用されない憾みがある。私の手許には今、本書の外には、その數二百五十個に及ぶ「下されたる判決」泥章の記載されてゐる文獻を持たないため、此書に載せられた八個の泥章と de Genouilliac, Inventaire des tablettes de Tello. vol. II. 中の No. 920 が C. J. Gadd, Sumerian Reading Book. Oxford 1924 に翻譯翻譯付まで轉載されてゐるもの一個と計九個の「下されたる判決」泥章によつて、本稿を草する次第である。RTC の八個 (NOS. 288-295) のうち Nos. 292, 294, 290, 289 の順で、四個はジャストロー (M. Jastrow) によつて翻譯のみではあるが紹介されてゐるから、それを參考することが出来るのは幸ひである。

① 國家學會雜誌第五十四卷第二號(一一二五頁)第三號(一一一七頁)(昭和十五年二・三月)

② S. Langdon, The Sumerian Law Code compared with the Code of Hammurabi. in J. R. A. S. 1920, p. 491.

③ シュメールの研究によれば、ハントラウ王時代には三通したためられてゐたやうだ。法律上の習慣形式は長期間傳統的に傳承されて來てゐる。(Johns, Babylonian and Assyrian Laws, Contracts and Letters, Edinburgh 1904, p. 87.)

④ Langdon, op. cit., p. 490, foot-note 3.

- ⑤ *ibid.*, p. 491. シュメール語のメタリックは筆者の行ひしよ。  
 ⑥ M. Jastrow, *The Civilization of Babylonia and Assyria*, Philadelphia 1915. pp. 319-22.

(III)

RTC 288

表  
画

- (1) di-ti-la  
 (2) bal è-d. Gal-aiim-ka  
 (3) itu-6-am  
 (4) Ur-d. Lamma dunnu Lugal-gal-usù-ge ni-hun  
 (5) 4-itu bal Šu-ga-lam-ma  
 (6) 2-itu bal è-d. Nin-gir-su  
 (7) 12-itu bal è-d. Babbar-ka  
 (8) bal ur AN-NUN-GAL-ka-kam  
 (9) Lu-da-ga

下されたる判決。

ガルアリム神殿の土方。

六ヶ月なり。

ルーガルガルウシュの子、ウルランマ雇へり。

シュガランマ(神殿)の土方、四ヶ月。

ニンギルス神殿の土方、二ヶ月。

バツベル神殿の土方、十二ヶ月。

土方は神殿所屬の奴僕なり。

ルーダガ、

(10) d. Gub-gu

グーブグ、

(11) dummu Ur-gal-me

ウルガルの子等。

(12) Ur-d. Gal-alim

ウルガルアリム、

(13) Niç-d. Ba-u

ニッグバウ

(14) Gir-nun-ni

ギルヌンニ、

裏面

(1) Lu-ab-di

ルーアブデ、

(2) A-kal-la

アカルラ、

(3) dummu Lu-gal-gal-uš-u-me

ルーガルガルウシュの子等。

(4) bal-bi ur-a sunn-ge-dam

その土方は一緒に返却さるべきなり。

(5) Lu-d. Ši-ma-šu dummu Lu-d. Nin-gir-su maškim

ルーニンギルスの子、ルーニマシマ maškimなり。

(6) Ur-d. Lanma

ウルランマ、

(7) pa-te-si

パテシ。

(8) Ha-ba-zi-zi dummu Lu-kal-la-ge mu-šar-ar

ルーカルラの子カベヂデ記録せり。

(9) mu Si-mu-ur-u-um <sup>H</sup> a-ra 3-kam-ma-aš ba-hul

シムルームが第三回目に破壊された年。(ジンギ王の治

世第三十年)。

RTC 288 泥章はウル第三王朝二代の國王ヅンギ (Dungi) の治世第三十年の年號をもつた「下されたる判決」泥章であり、ルーブル博物館收藏のものである。<sup>①</sup> 判決文の内容は諸神殿所有の奴隸労働者を、これを賃借した人々が全部一緒に返却すべしと云ふものであるが、如何なる理由によつて訴訟がなされたものかは不明である。次に判決内容の個々に就いて解説を試みる。土方と譯した *bal* は「掘る」<sup>②</sup> (puru) 人の意味で一般的には労働者と譯してもよからう。ウル第三王朝時代に普通に屢々用ひられてゐる労働者なる語は *kal* 「力強い人」である。表面五行目の *Sugalamma* は神殿名で、他の泥章は *e Sugalamma* と書かれてゐる。<sup>③</sup> 同八行目の AN-NU-N-GAL (or DINGIR-NU-N-GAL) の三字の読み方は不明であるが西紀前七世紀のプッシュリヤ學者の説明では AN-NU-N-GAL = *sa si-bit-te* となる。<sup>④</sup> *sibitte*, *sibuttu* は *Eigentum*, *Besitzum*, *Lehensbesitz* の意味があり、<sup>⑤</sup> 前者では「神殿領」「寺領」即ち神殿(寺)所有財産と解してよからう。 *ur* は「人」(*amēlu*) の語意であるが *galu* or *lu* 「人」と區別され、僕、召使の意味に用ひられる。<sup>⑥</sup> 奴隸 (*eri* or *erum* or *urum*) と關聯のある語である。それは八行目の *bal ur AN-NU-N-GAL-ka-kan* は「土方は神殿所屬の奴僕なり。」と解釋すべきである。 *ur* を用ひた今一つの特殊の表現に *ur AN (or DINGIR)-N-NGIR-SU* 「ニンギルス神の僕」なる熟語があつて、この意味は *ikkaru* 「農夫」である。<sup>⑦</sup> しかし、有名な建築王として知られてゐるラガシユのバテシ、グデア (Gudea) の子 *Ur-d. Ningirsu* の如く個有名詞にも用ひられる。五―七行目までは三神殿所有の土方とその契約雇傭期間である。十行―裏面三行目までは雇傭者名である。注意すべきこと

は是等七名(他の二名はその父)の雇傭者は合同で三神殿から土方を賃借してゐることである。裏面四行目は本泥章の骨子であつて、裁判の結果即ち土方は諸共に (ur-a) 八名(三行目のウルランマを含む)の雇傭者から神殿に返却されるべきものなり (sum-ge-dam) との判決である。sum-ge は複合動詞で、sum = nadanu 「興へる」ge-taru 「返す」である。dam = da-am で da は受身の助詞、am は emphatic particle, 「to be,」being」である。sum-ge-dam は「返却せらるべきなり」である。同五行目の maskim は今日の豫密判事の如き裁判事務を司る職名と思はれる<sup>⑩</sup>。裁判官の職名は別に dikud である。両者が異なる職名であることは後に出てくる判決例によつて明かである。此裁判に判決を興へたものは六―七行目の(ラガシ)のパテシたるウルランマである。このことは後出の判決泥章中にパテシ、ウルランマの興へた或る判決に關聯する抗議に關する判決記事があることによつて明かである。八行目は書記によつて此判決が記録されたことが記されてゐる。九行目は此裁判が行はれた年であり、それはウル第三王朝第二代の國王ジンギの治世第三十年である。

註① Thureau-Dangin, Die Sumerischen und Akkadischen Königsinschriften. (略號 SAK) Leipzig 1907. S. 231. 因とン  
ンギ王の治世は四十六年間なり。

② 博物館所蔵番號は C: 330. ラガシ出土のものである。

③ A. Deimel, Sumerisches Lexikon (略號 DSL) S. 30, 8).

④ DSL. S. 664, 271).

⑤ DSL. S. 221, 37). Deimel, Pantheon Babylonicum. Rom. 1914. p. 194, No. 2352.

- ⑨ Deltzsch, Assyrisches Handwörterbuch (AHW.) S. 563.
- ⑦ Bezold, Babylonisch-Assyrisches Glossar (BAG) S. 235
- ⑧ DSL. S. 221, 37).
- ⑥ AHW. S. 47
- ⑩ ibid. S. 47. DSL. S. 1048, 27).
- ⑪ Jastrow は公證人 (notary public) に相當するものと解釋してゐる。(The Civilization of Babylonia and Assyria, p. 323) maskin なる語はアッシリア語では rābīsu と譯され、監督、稅吏等の意味をもつてゐるが (BAG. S. 253) シトメーン都市國家時代には收稅事務を司る官職名であつた。(ウルカギナ四雜碑文 D. C. Col. VIII, 31, Col. IX, 3; 25) マル第三王朝時代のニップール近郊、今日のドレンムの家畜取引の泥章中に屢々出てくる。(拙著 The Sumerian tablets in the Imperial University of Kyoto, Tokyo 1928, No. 10, No. 12, etc.) しかし裁判所に於けるシムドキートは豫審判事の如き訴訟事實の審議調査を司る職名と私は考へる。尙本稿の後の部分を參照。

RTC. 289 (メースタンプール博物館所藏 MIO: 759)

表 面

- (1) di-ti-la 下されたる判決、
- (2) Gim-d. En-Il-la キムエンリルラを
- (3) Lu-d. Babbar dunnu Nig-d. Ba-u-ge ニグダバウの子、ルーベックスル
- (4) in-ki-d 離婚せり。

(5) Gim-d. En-lil-la-ge igi-ni-in-gar-ar-ra

ギムエンリルラは彼を法廷に訴へり。

(6) mu-lugal

國王の名に於て

(7) 10 gin kubbar am sum-na-ab

十シエケルの銀なりを我に與へよ

(8) di bar-a-da-ab-bi-in

(しからざれば)判決は宣言さるべからず(と)

(9) in-na-an-dug

言へり。

裏面

(1) 10 gin ku-babbar-ta ib-ta-an-é-a

十シエケルの銀から行かしめられたり。

(2) Dug-gi-di

ヅツギツ、

(3) Kalam-il engar

カラムイル、農夫

(4) nam-erim-am

宣誓せり。

(5) Ur-[.....] maskin

ウル……、マシエキームたり。

(6) [Ur-d.] Lamma

ウルランマ、

(7) pa-te-si

パテシ

(8) mu Ha-ar-si-ki Hu-mur-ti-ki ba-hul

カルシ及びクムルチの破壊されたる年。

この判決泥章は離婚訴訟に關するものであつて容易に理解される内容である。ルーバツバルなる男がその妻ギムエ

ンリルラを離婚した。而して女は男に離別金を要求して法廷に提訴した。裁判の結果、女は離別金を得ることが出来なかつた。この裁判に立會つた二人の男が下された判決に宣誓した。泥章の破損のため人名は不明であるがウル某がマシユキームであり、ラガシユのパテシたるウルランマが決裁者である。その年はヅンギ王治世第四十六年である。

シユメール制定法によれば夫が妻を離婚する際は銀三十シユケルを離別金として與へることが規定されてゐる。<sup>①</sup>此泥章では十シユケルが原告(女)から要求されてゐる。しかるに裁判の結果は原告に不利であつて女は全々離別金を得ることが出来なかつた。これは離別の理由が原告(女)に不利と認定されたからである。裏面一行目の文章の表現は變であるが意味は明瞭であり、それは「彼女は十シユケルの銀を失へり」である。Jastrow は「彼は彼女に十シユケルの銀を支拂へり」と譯してゐるがこれは誤譯である。<sup>②</sup>二人の宣誓者は原告及被告相方からのものであらう。

註① 拙稿「シユメール法について」紀元二千六百年記念史學論文集、七五二頁、第六條「若し夫がその妻に我が妻にあらずと云ふならば1/2マナ(三十シユケル)の銀を計置すべし。」これは妻に落度がなくして夫の勝手で妻を離別する際の離別金である。

② Jastrow, op. cit., p. 322

RTC. 290 (イースタンプール博物館所藏 MIO: 748)

表 面

(1) di-ti-la

下されたる判決。

- (3) Im-ti-dam dam-ni  
 (2) Tri-ni eri  
 (4) ù dunnu-ni-taḫ dunnu-sal-ni  
 (5) <sup>1</sup> ma-na kulbabbar-ám  
 (6) A-na-ḫa-ni nu-banda  
 (7) A-ba-ne-dim-šu  
 (8) in-ši-šama  
 (9) Im-ti-dam dam-eri-da ingar ba-gur-ta

イムチダム、その妻、  
 テニニ、奴隸  
 及そのむすこ、むすめ、  
 $\frac{1}{2}$  マナの銀なり。  
 アナカニ、ヌベンダ官、  
 アバネヂムに  
 賣却せり。

イムチダム、奴隸の妻(の訴訟)によつて法廷開かれたり。

裏面

- (1) dug-ga-na ba-ni-gi-in  
 (2) eri geme ù dunnu-ni-taḫ dunnu-sal-ni  
 (3) A-na-ḫa-ni-e  
 (4) ba-na-gi-in  
 (5) Ur-d. Lamma dunnu Kal-la maškim  
 (6) Lu-d. Šara

その告訴は確認されたり。  
 奴隸、女奴隸及そのむすこむすめは  
 アナカニに  
 確認されたり。  
 カラの子ウルランマ、マシキーム(たり)。  
 ルーシヤラ、

(7) Lu-ib-geal

ルイブガル、

(8) Lu-dingir-ra

ルーデングイルラ、

(9) Ur-d. Ka-diu

ウルカデ

(10) di-kud-bime

その裁判官たり。

この「下されたる判決」泥章はジャストローによつて譯文のみは紹介されてゐるし、私も先年籙字籙譯を發表した。<sup>①</sup>

この判決によれば親子四名の奴隸がその所有者アナカニから銀三十シエケルでアベネヂムに賣られた。しかるに奴隸はこの賣買を不服として女奴隸が原告となつて法廷に告訴した。裁判の結果は女奴隸の主張が通つて彼等はもとく通りアナカニの奴隸として確認されたといふのである。告訴の理由はこの判決泥章には記されてゐないが女奴隸が原告として訴訟してゐる點から想像されることは、この女奴隸は主人の子を妊娠してゐたのではなからうかと云ふことである。それはシュメール制定法によれば主人の子を産んだ女奴隸はその子と共に奴隸性から解放されるのである。かゝる場合、その子は父の財産分配には預からないのである。女奴隸が解放を欲せず依然奴隸性に甘んずるならば、其子は財産の分配に預かることが出来るのである。今こゝに賣られた女奴隸は恐らく妊娠中であつたので、彼女は解放か、或は生れ出づるその子の財産分配に預かり得るかも知れない権利の放棄を意味する自分達の賣買に反對して、法廷に提訴し、審議の結果女奴隸の主張が通つたものと想像される。シュメール社會に於ける奴隸賣買の自由と

原告が女奴隷であることを併せ考へて、かゝる推測か下されるわけである。表面六行目の nu-banda なる官職は財務を司る高官である。この訴訟には三名の専門の裁判官があたつてゐる。年號は不明であるがウル第三王朝時代のものであることには相違ない。

註① Jastrow, op. cit., p. 321. 岩波講座東洋史(昭和九年)中の「西南亞細亞の文化」四六一七頁。このうちで裏面三―四行を「アナカニが確認せり」と譯したが「アナカニに確認されたり」と訂正する。banda 是受身の形である。

② 前掲、「シュメール法について」七五五頁。第十二條「もし、娶つた妻がその人に子を産み、その子が生存して居り、そして女奴隷がその主人に子を産み、父が女奴隷とその子等に自由を與へたならば、女奴隷の子はその主人の子と共に家屋(財産の意)を分配すべからず」とある。

③ 西南亞細亞の文化、二八頁參照。

RTC 291 (M. 10: 751)

表面

- |                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| (1) di-tila                         | 下されたる判決                |
| (2) Ama-an dunnu A-tu ir-du-a-ka    | ir-dua なるアツの子アマンを      |
| (3) sam-ni 5 gin kutbar-šu          | その價、五シケルの銀にて、          |
| (4) šu-al-la nu-ù-da-me-a-as        | 「もし熊手の手がないならば、」        |
| (5) inim-é-gal nu-ù-da-an-šub-ba-as | 「もし宮殿の命令が投げ捨てられないならば、」 |

(6) ki-A-tu-ta

アツから

(7) Lu-da-ga-a in-šam-a

ルーダガ購買せり。

(8) Ur-é-gal engar

ウルエーガル、農夫、

(9) Al-la dumu Lu-da-ga

ルーダガの子アラ

(10) nam-er-in-àm

宣誓せり。

裏面

(1) ki-Lu-da-ga-ta

ルーダガから

(2) nam-geme-šu [……]·d. Gal-á-lim dumu Ur- [……] 女奴隸としてウル……の子……ガルアリムに

(3) ba-n[·a-gi-in]

確認されたり。

(4) A-tu dumu……<sup>d</sup> Dumu-zi [maski]m ……ツムデの子アツ・マシュキーム(たり。)

(5) Ur-d. Lamma

ウルランマ、

(6) pa-te-si

パテシ。

(7) ítu šu-nunun

シュヌムンの月、

(8) mu d. Bur-d. Enzu lugal

ブル・シン國王(となりし)年。

本泥章は裏面の一部分が破損して、人名等に不明の個處がある。しかし判決の内容を知るには差支へない。この泥

章には關聯した二つの法律行爲が記録されてゐる。表面にはアツの子アマンを銀五シケルの價でアツからルーダガが買つたことが二人の證人の宣誓によつて明らかにされてゐる。裏面にはルーダガから(賣られたアマンが)女奴隸として……ガルアリムに確認されたことが記録されてゐる。本泥章はルーダガが……ガルアリムに賣却した女奴隸の所有權に關する訴訟の判決と考へられる。即ちルーダガが……ガルアリムに賣つたアマンなる女奴隸は盗んだものでも隠匿したものでもなく彼が銀五シケルでその父アツから買つたものであることがマシキームの審査によつて明らかにされた結果、彼が……ガルアリムにアマンを賣つたのは正しき商取引行爲であり、今後の所有權は……ガルアリムに移ることが確認されたといふ判決である。シヌメール制定法には奴隸隱匿罪に關する罪則が規定されてゐる。<sup>①</sup>

この判決文で注目すべき點は宣誓者の宣誓の文句である、ウル第三王朝時代の法廷に於ける宣誓形式は *mu-lugal-bi-in-pad*「國王の名に於て誓言す」である。本泥章に於ける宣誓は、「もし熊手の手がないならば(四行目)」、「もし宮殿の命令が投げ捨てられないならば」(五行目)といふ變つた宣誓文句が用ひられてゐる。興味あることは是等の宣誓文句と宣誓者の名とが關聯をもつてゐることである。シヌメール語で熊手のことを *al(la)* (アッシリア語では *allu*)<sup>②</sup> といふ。宣誓者の一人の名は *Alla* である。宮殿 (*é-gal*) は今一人の宣誓者の名 *Ur-é-gal*「宮殿の僕」の一部分である。泥章の行の序列の順から見ても、「もし熊手の手がないならば」と宣誓したのはウルエーガル(八行目)でありもし宮殿の命令が投げ捨てられないならば」と宣誓したのはアラ(九行目)と推定してよからう。互に相手の名に關聯のある文句をもつて宣誓しあつてゐるのである。これは名の有する咒文的效果をねらつてゐるものに外ならず、「國王の

名」(mu-lugal)といふ表現形式と相通する呪文的意義をもつものと思ふ。宣誓と譯した nam-erim (mamitu) は「呪文」「魔力」が本来の意味である。<sup>④</sup>この泥章には年號の外に月名が記されてゐる。シュ・ヌムン(麥蒔き)の月はラングドン教授の研究に従へば第四の月(十一月—十二月)である。<sup>⑤</sup>

註① 第二十一條「もし、女奴隸、男奴隸が人から町に逃げ、人の家に一ヶ月間隠れ、それが確認されるならば、(奴隸)一頭について一頭を與ふべし。もし頭(≠奴隸)を持たないならば銀二十五シエケルを支拂ふべし。拙稿「シユメール法について」七八頁。

- ② 拙著 The Sumerian Tablets in the Imperial University of Kyoto, p. 41. No. 42, Reverse, l. 1, 5.
- ③ DSL. S. 519, 2); S. 520, 10) BAG. S. 37b.
- ④ Delitzsch, Sumersisches Glossar (DSG), S. 33.
- ⑤ Langdon, Tablets from the Archives of Drehem, Paris 1911, p. 15.

RTC 292 (c: 332)

表面

- (1) di-ti-la 下されたる判決。
- (2)  $7\frac{1}{2}$  gin kug bar-ga-ga-dam 七・五シエケルの銀は精練されたる鐵(の價なり)。
- (3) nig-sam-ba igi-Ud-sar-gi-mah-su その代價をウドシャルギマクの前で、(受取つたこと

を)

- (4) ki-Ba-šu-nu dam-ka-ka
- (5) Ur-d. Sa-har-d. Ba-u šutug-ra
- (6) ba-na-gin
- (7) Lu-d. Ši-ma-šu gala maškim

裏面

- (1) Ur-d. Lamma
- (2) pa-te-si
- (3) nu d. Bur-d. En-zu lugal

ウルランマ、パテシ、ブルシイン國王(となりし)年。

この泥章は一種の所謂對審調書の類と解してよく、純鐵賣買に關し、賣手と買手との間の悶着が法廷にてマシユキームの審査によつて決定された確認證明書である。Jastrow は第二行目を  $7\frac{1}{2}$  sekels of bright metal (?) と譯してゐるが、<sup>①</sup>同行五番目の文字は鐵を意味する bar (parzillum) と讀み、最後の三字は ga-ga-dam と讀み、ga-ga (=suppuru) は「精練する」(läutern, refine) じ、dam は受身の助詞 da と emphatic particle の am 「在り」 「存在す」との結合されたシュメール語文法特有の構造であつて、bar ga-ga-dam は「精練されたる鐵である」の意である。第四字目の文字は kúg (=kaspu) 「銀」で、ウル第三王朝時代には一般的には KUG-UD と二字にて書かれ

ku-babbar, kubabbar と讀まれてゐる。kug と一字のみ用ひるのは古き用法である。

註① Jastrow, op. cit., p. 319.

② DSL. S. 159, 166).

③ ibid., S. 477, 35), K).

RTC 293 (A 0 : 3738)

本泥章はルーブル博物館所藏のもので、細長いクレイ、タブレットである。表面の下部と裏面の三分一が破損され且つ裏面の文字の多くが磨滅されてゐて、十分に讀みとることが出来ない。この泥章には三個の獨立せる訴訟の判決が記録されてゐる。第一の訴訟は家屋賣買に關するもの、第二のは果樹園 (gar) に關するもの、而して最後のものは女奴隸 (gene) 賣買に關するものである。是等の訴訟を取調べたマッシュキムは別々の三名(第一のは Uré 第二のは讀めず、第三のは Ur-d. Lamna, son of Kalla)であつたが裁判官は共通であつたらしく、その數は四名 Lu-d. Sara, Lu-ib-gal, Lu-dingir-ra, Ur-d. Kadi)であつた。この訴訟の行はれた年は「ギミルシインの國王となりし年」であつた。次に第一の訴訟を禰字禰譯する。

表面

(1) di-tilla

下されたる判決

- (2)  $2\frac{1}{3}$  šar 3 gin ê-du-a ê-a-ba-zid-ka
- (3) Ab-ba lu-gi-zi-ra
- (4) Ur-ê-gir-ge
- (5) in-ši-šam
- (6) Lu-d. Nin-gir-su dummu Giš-šag-ša
- (7) Ur-d. Ba-u dummu La-la
- (8) lu-inim-ma-bi-me
- (9) Ab-ba-a
- (10) lu-inim-ma-ne gur
- (11) Ur-ê-gir
- (12) nam-erim-am
- (13)  $2\frac{1}{3}$  šar 3 gin ê-du-a
- (14) Ur-ê-gir-ra
- (15) ba-na-gi-in
- (16) Ur-ê maškim

$1\frac{1}{3}$  シヤル 3 キンの建物附宅地裏側を強固にした宅地

アッバ商人(?)から

ウルエーギル

買へり。

ギシュシャッタの子ルーニンギルス、

ララの子ウルバウ、

その證人たり。

アッバ(と)

證人(とが)異議を申立たり。

ウルエーギル

宣誓せり。

$1\frac{1}{3}$  シヤル、3 キンの家屋附宅地は

ウルエーギルに

確認されたり。

ウルエー、マシュキーム(たり。)

この訴訟記録によると約八十五平方メートルの家屋附宅地をウルエーギルがアッベから買った。二人の證人がこの取引に介在してゐる。しかるに理由は不明であるが宅地の舊所有者と二人の證人とが、その後異議を申立てて訴訟となつた。マッシュキームの審議の結果、宅地の買手ウルエーギルの宣誓によつて宅地は彼の所有たる事が確認され、判決が上記四名の裁判官によつて下されたのである。

二行目の e-du-a の e は「家屋」「宅地」 du(epsu) は「建てる」で e-du-a は bitu epsu 「建物」の宅地」の意である。e-ba-zid-ka の aba (arkatu) は「裏」「裏側」であり、zid(kanu) は「強める」の意で、壁や柵を造ることである。<sup>④</sup> 三行目の lu-gi-zi の語意は不明であるが恐らく商人であらう。<sup>⑤</sup>

註① sar, gin は共に地積單位で 1 sar = 60 gin 1 gin = ca 0.6 sq. m.

② 拙稿「西南亞細亞の文化」六五頁参照。

③ DSL, S. 1055, 77).

④ ibid. S. 195, 18). 参見 Daltzsch, Sumerisches Glossar, S. 223.

⑤ Langdon, Sumerian Grammar and Chrestomathy, p. 72.

RTC 294(C-331)

表 面

- (1) di-ti-la
  - (2)  $6\frac{1}{2}$  gin kubbar-šu
  - (3) šam Nir-mu-nanga-mu-šu
  - (4) ki-Da-ga-ta
  - (5) Lu-gal-azag-zu šu-ba-ti
  - (6) Da-ga nam-erim-bi kud-dam
  - (7) Ur-d. Ba-u
  - (8) Da-a-da-ga
  - (9) lu-nim-na-bi-me
  - (10) Ab-ba-mu šukkal maškim
- 裏面
- (1) 2 gin ku-babbar
  - (2) šam Šag-gu-bi-šu geme Lu-ka-ni-šu
  - (3) ki-Ama-šim-ta
  - (4) Lu-ka-ni šu-ba-ti

下されたる判決。

$6\frac{1}{2}$  シュケルの銀を

ニシムナンガムの價として

ダガより

ルーガルアヅァグヅ受取りたり。

ダガ(によつて)その誓ひが行はれたり。

ウルバウ、

ダダガ、

その證人たり。

アツバム、使者、マシユキーム(たり)。

ニシエケルの銀を

ルーカニの女奴隸シャグビの價として

アマシムより

ルーカニ受取りたり。

- (5) *Ki-Amasim-ta*
- (6) *Da-da-ga su in-ur*
- (7) *Bar-ni-bi*
- (8) *Lu-ab-sa*
- (9) *Ga-na-ab-ka*
- (10) *lu-inim-na-bi-me*
- (11) *Lugal-d. Dun-gi maskim*

アマシムより  
 ダダガ贈物を得たり。  
 バニニビ、  
 ルーアブサ、  
 ガナブカ  
 その證人たり。

ルーガルヅンギ、マッシュキム(たり。)

本泥章には二個の獨立せる判決が記録されてゐる。しかし兩者とも奴隸賣買に關する訴訟である。裏面五一六行を *Jastrow* は *Dadaga claims from Amasim*, と譯してゐるが、彼が「請求す」と譯した六行目の最後の三字 *su-in-ur* には請求すといふ意味は見出せない。普通 *su-ur* は *sanaku sa is dahi* 「門を閉鎖す」、或は *sapanu* 「怒ら」「破壊す」、又は *pasatu* 「消す」「抹殺す」等其他の意味もあるが、「請求す」と譯するのは無理と思はれる。*Jastrow* が「請求す」と譯した理由は奴隸を賣つて銀を得たのはアマシムだといふ誤解からきてゐるものと想像される。即ちアマシムは奴隸を賣つて銀が手に入つたので彼に對する債權者ダダガが彼に借金の返済を請求したと *Jastrow* は解してゐるのである。アマシムは奴隸を賣つたのではなく買つたのである。そこで六行目の六個の文字は *Da-da-ga su-in-ur* と讀ませ、*Da-da-ga su in-ur* と讀むべきだと私は考へる。*su* は本來の「手」の意味の外に *simlu* 「贈物」の語意

がある。in-ir の in は、この場合、動詞と結合される接頭詞、ir には ba'u<sup>(9)</sup>「はいる」「来る」の意がある。「ダダガに贈物が来た」即ち「ダダガは贈物を得たり」である。ダダガは奴隷取引の世話人として「謝禮」「手数料」を取得したのであつた。シュメール人の習慣では古くより謝禮の意味の贈物は買手がすることになつてゐる。<sup>(10)</sup>

註① Jastrow, op. cit., p. 320.

② DSL. S. 663, 249).

③ Gadd, Sumerian Reading Book, p. 193. (Vocabulary)

④ DSL. S. 663, 252), šu-ir-ra = pa-ša-tu 「靴」

⑤ DSL. S. 663, 249)—255); ibid., SS. 485-7, UR 1)-43).

⑥ Jastrow, op. cit., p. 321.

⑦ ibid., p. 321.

⑧ DSL. S. 651, 10).

⑨ ibid., S. 486, 6).

⑩ 拙稿「西南亞細亞の文化」六一頁参照。

RTC 295 (M 10:733)

表 画

(1) di-ti-la

下されたる判決

- (2) Lu-ḫu-pi-pi  
 (3) geme Ur-d. Ba-u-a-zu-ge  
 (4) tug Ba-zi dumu Šes-šes-ka  
 (5) gu-an gu-im-mata ba-ur  
 (6) Lu-gal-dur-du eri Ba-zi-ge  
 (7) ma-an-sum ne-in-dug  
 (8) ba-bi Lu-gal-dur-du-e  
 (9) nu-ù-na-an-sum-ma-a  
 (10) è-d. Nin-mar-ki-ka  
 (11) nam-erim-bi in-ku-d  
 (12) Ba-zi dumu Šes-šes-ka  
 (13) Lu-ḫu-pi-pi nam-geme-ni-šu ba-an-na-sum  
 (14) Si-gur-tur dam Ur-d. Ba-u-a-zu

裏面

- (1) ù Gud-a-gir dumu-ni

ルークビビは

ウルバウアズの女奴隷

シエシエシエシエの子バヂの衣服を

盗んだかどで捕へられたり。

「バヂの奴隷ルーガルヅルツが

私にそれをくれた」と彼女は抗言せり。

その興へた事に(つき)ルーガルヅルツは

「決してそれを興へなかつた」と、

ニンマルキ神殿にて

その誓ひをなせり。

シエシエシエシエの子バヂに、

ルークビビは彼の女奴隷として興へられたり。

ウルバウアズの妻シグツルツル

及彼の子グードアギルは

(2) Ki-di-dur-ba ù nam-er-in-kud-a-ba

判決に服し而して宣誓すべし。

(3) ni-ib-šū-zid-eš-ām

この事は堅く定められたるものなり。

(4) Gu-de-a ab-ba-uru maškim

グデア、市の長老、マッシュキム(たり)

(5) Lu-d. Šara

ルーシャラ、

(6) Ur-d. Ka-di

ウルカジ、

(7) ù Lu-dingir-ra

及ルージンギルラ

(8) di-kud-bi-me

その裁判官たり。

(9) mu d. Gimil-d. En-zu lugal Uri ki-ma-ge

ウルの國王ギミルシンが

(10) na-ru-a-mah

大石碑を

(11) d. En-lil d. Nin-lil-ra

エンリル及ニンリルの爲に

(12) Mu-ne-dim

建立せし年。

本泥章は盗みに關する刑事訴訟の判決記録である。現存のシュメール制定法中には竊盜に關する法文は樹木の盜伐罪以外は之を見ることが出来ない。<sup>①</sup>シュメール法を修正繼承したハンムラビ法には動産の竊盜に關する法規(六一—三條)は規定されてゐるが、本泥章に記録されたる如き種類の盗みに關する法規は見當らない。因にハンムラビ法典に於ては竊盜罪は死刑の重罰である。本泥章の判決によれば奴隸の竊盜行爲の責任は奴隸所有主に課せられることゝ

なり、竊盜行爲を行つた奴隸は物品を盗まれた人の奴隸として隸屬せしめられるといふのである。他人の樹木を盜伐した人が銀三十シェケルの罰金刑に處せらるゝといふ竊盜罪重視のシュメール法精神からいへば、かくの如き判決が下されたのも當然であらう。本泥章のデートはギミルシン王の御代六年である。

註① 上掲書「シュメール法について」七五七頁。第一九條「もし人が人の果樹園で木を伐るならば、 $1\frac{1}{2}$  マナ(三〇シェケル)の銀を支拂ふべし。」

Genouillac, No. 920

- (1) di-tilla
- (2) .....sar ê-Ga-la-d. Ba-u dam Ur-d. Ba-u-ka
- (3) Ur-id-da ab-ba Lu-d. Nannar-ka-ge
- (4) dug-ne-in-gar-ra
- (5) Ur-d. Lamma pa-te-si-ge
- (6) ê-Ga-la-d. Ba-u-ka in-na-sun-ma-a
- (7) Ur-id-da di-ta ba-ki-da
- (8) Ri-in-dani maškim-e nam-erim-bi in-kud

ウルバウの妻カラバウの……シヤルの家に  
ルーナンナルの父ウリダが  
異議を申出でたり。

「バテシ、ウルランマは

カラバウの家を彼に與へたり。

(しかし)ウリダは判決によつて失ひたり。)(と)

マシュキーム、リングニは宣誓せり。

(9) ù Ḥalard. Ba-u-kam è-bi in-šam-a

而して「その家を買ひしはカラバウなり。」と

(10) Ab-ba-kala dumu Ur-é-ninnu

ウルエーニヌの子、アッバカラ、

(11) ù Ḥalard. Ba-u lu-é-šam-a-ge

及カラバウ、買家人、

(12) nam-erim-bi ib-kud

宣誓せり。

(13) è Ḥalard. Ba-u-ra ba-na-gi-in

家はカラバウに確認されたり。

(14) E-a-ga-da-da lu-kin-ge-a-lugal

エアガダ、王の使者

(15) ù Ur-d. Lamma dumu Kal-la maškin-bi-me

及カラの子ウルランマ、マシュキームたり。

本泥章は現所有者の所有する家に關して、前所有者からの異議申立ての訴訟であり、原告の敗訴に終つた判決記録である。即ちラガシュのパテシなるウルランマの決裁でウリダなる男が家を購入した。しかるにウリダは何かの理由による裁判の結果その家の所有権を失つた。その家をウルバウなる女が買つて所有してゐる。これに對してウリダが異議を申立て、提訴することゝなつた。法廷にて審議の結果、一方に於てウリダが家を失ふことゝなつた當時の裁判に關係したマシュキームのリングダニがウリダのウルランマから家を興へられたこと、及び、しかし其後彼が又家の所有権を失つたことを宣誓して證明することゝなり他方カラバウが家を買つたことを證人とカラバウ自身とが宣誓したので家の所有権はカラバウにあることが確認され、原告ウリダの敗訴に終つたのである。カラバウの家の大きさは泥章の破損のため知り得ない。五、六行のウルランマがウリダに興へた「カラバウの家」とは現在カラバウが所有してゐる

る家の意味である。本泥章の𐎠字翻譯は前述した如く Genouillac の原本から轉載された Gadd, Sumerian Reading Book, pp. 174-5. に據つた爲め、泥章の表面、裏面を區別することと泥章の正確なる行數とを示すことが出来なかつた。

(四)

以上、チューロー、デンチャン氏の手寫になる八個の泥章とゼスイリヤク氏の一個と九個の「下されたる判決」泥章の𐎠字翻譯及び解説とを試みた。現存二百五十餘個におよぶ同種泥章のうち、僅か九個を材料として「下されたる判決」に關して、研究の全般的、綜合的結論を下すことの出来ないことはいふまでもない。されば一斑によつて全貌を窺ふといふ意味ではなく、とにかく九個の泥章によつて知り得られることを次に要約して見たい。

RTC 293, 294によつて知らるゝ如く、一個の泥章に、獨立せる別個の判決が二つ乃至三つ記録されてゐることは、是等の泥章が記録として後日の證據にか、或ひは後日の判決の參考資料の目的をもつて一定の場所（神殿の文書館 *ēdub-ba*）に保存されたものであることが知られるのである。従つて、かゝる判決例が制定法制定の際、有力參考資料となつたことも推知されるわけである。又逆に、既に解説した如く、RTC 289, 290によつて推定せらるゝやうに、制定法を前提として裁判が行はれたであらうことも指摘出来るのである。他方一つ一つの判決が書記によつて記録され、訴訟當事者（原告、被告）に與へられたであらうことも RTO 288 に判決の記録者の名が記名されてゐるに

よつて知られるのである。しかし、この RTC 288 の泥章は保存用の記録であることは、これがラガシュの神殿文書館から發掘されたことによつて明かである。

RTC 290 の表面九行目の「法廷」と譯した *ingar* なる語は EGAR と書かれ、直譯すれば「家」(e)を「とりこむ」(*gar*)もの、即ち「壁」「扉」であり、特に神殿内至宮殿の「壁扉」「城壁」を指すのである。アッシリア語では *garu* といふ。法廷として、かゝる神殿の壁扉の一角(門に近い)が使用されたからである。シュメール人の神殿は單に民族の宗教生活の中心であつたばかりでなく、永い間、政治、經濟、法律等一切の民族生活の中樞機關であつた。このことはシュメール都市國家時代の祭政一致の政治形態から推して當然のことであり、又政教分離後の統一國家時代のウル第三王朝及それ以後に於ても神殿は依然として重要な經濟的法律的機能を發揮してゐたのである。バビロン第一王朝時代になつても法律活動の中心が神殿であつたことはハンムラビ法典を讀めば一目瞭然のことであり、Johns も指摘してゐる如く、都市シッバラ (Sippara) の大陽神シャマッシュ (Shamash) の大神殿 E-babbarim——ハンムラビ法典の彫銘された大石碑の建立された神殿——、首都バビロンのマルツック (Marduk) の神殿 E-sagila、都市ラルサ (Larsa) の月神シン (Sin) の神殿、或ひはニンマルキ神殿の「門」、都市ウンクのイシヤラ神殿 (Ishara, E-d. Sara) 等はバビロン第一王朝時代に於ける有名な法廷であつた。

「下されたる判決」泥章に現はれてゐる、法廷にて活動する法官は *maskim, dikud, patesi* の三種である。この三者の關係を表記すると次の如くである。

	maskim	dikud	patesi
No. 288:	Lu-Šimasu	—	Ur-Lamma
No. 289:	Ur-.....	—	Ur-Lamma
No. 290:	Ur-Lamma (son of Kalla)	{ Lu-Šara Lu-ibgal Lu-dingirra	—
No. 291:	Atu (son of.....Dunnuzi)	—	Ur-Lamma
No. 292:	Lu-Šimasu (聖歌待)	—	Ur-Lamma
No. 293:	{ Ur-è ..... Ur-Lamma (Son of Kalla)	{ Lu-Šara Lu-ibgal Lu-dingirra	—
No. 294:	{ Abbannu (使者) Lugal-Dungi	—	—
No. 295:	Gudea (市の長老)	{ Lu-Šara Ur-Kadi Lu-dingirra	—
No. 920:	Ea-gadda(王の使者)及 Ur-Lamma(カラの子)	—	—

以上の表はよして見ると、NOS. 294, 920 の兩泥章は maskim の名のみにして他の二章の名は見えない。NOS. 288, 289, 291, 292 の四泥章は maskim と patesi の名を異にする。NOS. 290, 293, 295 の三泥章は maskim と

dikud の名が記録されてゐる。かくて maskim のみは全部の泥章に出てゐる。以上の事實は何を示すものであらうか。

dikud (dairanu) は「判決を下すもの」の語意が示す如く裁判官である。故に maskim と dikud との名の記録されたる泥章の判決は dikud が下したものであることは明かである。これに應じて maskim と patesi との名の記録されたる泥章の判決は patesi が下したと解してよい。このことの傍證となるものは No. 920 の「パテシ、ウルランマはカラバウの家を彼に與へたり。」(五一六行)の文句である。makim は訴訟等の審議に従事する一種の豫審判事の如き役目をなすものと解されるが NOS. 294, 920 の泥章に於ける如く、dikud の名も patesi の名も出てゐないところより考察すれば maskim も判決を下す権限を持つてゐたと考へられるのである。とにかくマシキームの臨席なくしては法廷の開けなかつたことが、九個の泥章の關する限り、判断されるのである。

こゝに問題となるのはパテシの「ウルランマ」とマシキームの「カラの子ウルランマ」とが同一人であるか否かの點である。私は兩者は同名異人だと思ふ。といふのは No. 920 に「パテシの「ウルランマ」(五行)とマシキームの「カラの子ウルランマ」(一五行)と別人だから區別されて記録されてゐるので判るのである。又、ウルランマといふ人名はシュメール人の間に相當多くあつた名であることはラガシユ出土の一泥章に三名のウルランマなる人名が出てゐることによつても知られるのである。即ち Lutz No. 97 の泥章に「バヂグラの子ウルランマ」(二行)、「ヅググヅグの子ウルランマ」(四〇行)、「ルームの子ウルランマ」(六一行)と同一泥章中に三名のウルランマといふ同名異人が

出てゐるのである。

マッシュキームは必ずしも専門の法官ではなかつたようである。それは聖歌僧ルーシマシユ (No. 292) 使者アッバム (No. 294, Obv.)、市の長老グデヤ (No. 295)、王の使者エアガツグ (No. 920) の如く、僧官や他の官職をもつた人がマッシュキームとなつてゐることによつて知られる。「カラの子ウルランマ」等の如きは専門のマッシュキームであつたと考へられる。

パテシは専門の法官ではなかつた。パテシはシュメール都市國家時代には國家の君主であつたし、<sup>③</sup>アッカード王國やウル第三王朝の統一國家時代になると「副王」或ひは「地方總督」の如き國家最高の官吏として地方行政の統治者であつた。バビロン第一王朝時代になつても國王が時に直接判決を下す場合があつたことから推して地方總督の地位にあるパテシが裁判の判決を下したといつても別に不思議はないのである。

dikudのみは専門の法官であつたやうである。この事は三個 (NOS. 290, 293, 295) の判決を下した裁判官が四名 (NOS 290, 293) 内至三名 (No. 295) と同じ人であつたことによつて知られるのである。因に No. 293 はギミルシン元年、No. 295 は同王六年に下されたる判決である。(昭和十六年十二月九日夜對米英戰爭勃發の翌日<sup>④</sup>燈火管制下に大戦果の放逐に心を躍させつゝ擱筆す。)

註① Johns, op. cit., p. 89

② H. F. Lutz, Sumerian Temple Records of the Late Ur Dynasty, California 1928, pp. 218-9, No. 97.

③ 拙稿「古代バビロニアの都市國家君主の稱號パテシの起源に就いて」史學研究第四卷第三號四四二―五一頁、參照。